

議員提出第10号

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用することを求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年9月24日

提出者 吉川市議会議員 高野 昇

賛成者 吉川市議会議員 佐藤 清治

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 松 澤 正 様

提案理由 口 頭

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用することを求める意見書

子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」が適用されません。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのある者と定義されているからです。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格、及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は課税所得が高く設定されてしまいます。そのため婚姻歴のない母は、母子世帯の中でも所得水準が低い傾向にあるにも関わらず、さらに不利益を受けています。

よって政府におかれましては、税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無に関わらず、税法上の「寡婦」として控除を適用するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成25年9月24日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣